入札説明書

令和 9 年度自動車税納税通知書作成等業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

1 公告日

令和 8 年 11 月 10 日（火）

2 競争入札に付する事項

（1） 委託内容
「令和 9 年度自動車税納税通知書作成等業務委託仕様書(以下「要求仕様書」という。)」のとおり

（2） 委託期限
契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日までとする

（3） 納入場所
別添「要求仕様書」のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部税務課税務電算班（大分県庁本館 5 階）
〒870-8501　大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電話　097-506-2392　　FAX　097-506-1719
メールアドレス　a11500@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。)上に令和 8 年 11 月 20 日（金）まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、原則、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下、「運用基準」という。）による。
また、以下の事情により紙による入札参加を希望する者は、紙による入札書の提出手続き（別添 1）を確認のうえ入札書（別添 2）を下記 11 に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。
なお、入札を代理人に委任する場合は、当該入札に関する委任状（別添 3）を入札書と併せて提出すること。

（紙入札を認める基準）
(1)　商号または代表者等の変更により、IC カードの再取得が間に合わない場合
(2)　IC カードの閉塞（PIN 番号の連続した入力ミス)、破損、盗難による再発行手続き中の場合

(3)　電子入札の対応が困難であると認められる場合
(4)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

6 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（2）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者、又は情報システム開発業務請負契約競争入札参加資格を取得している者であること。

（3）一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークを認定及び付与された者であること。

（4）自らの作業場がなく再委託する場合は、再委託先が一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークを認定及び付与された者であること。

（5）上記（2）、（3）及び（4）について、入札参加申請書（別添 4）を令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分までに大分県総務部税務課税務電算班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札参加申請書（別添 4）を、令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分（必着）までに持参または郵送（簡易書留）等受取が確認できる方法で下記提出先に提出すること。

提出先　大分県総務部税務課税務電算班
〒870-8501　大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電　話　097-506-2392

（6）この公告の日から下記 12 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者、又は情報システム開発業務請負契約競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

（7）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ　暴力団員が役員となっている事業者
エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（８）本案件による用紙の印刷及び用紙へのデータ印字処理について大分県職員の検査を作業現場にて行う必要があることから、この処理する地域を九州内とする。

7 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

（１）使用言語： 日本語

（２）通　　貨： 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分

9 紙による入札参加申請書の提出場所及び提出期限

（１）提出場所　大分県総務部税務課税務電算班
（２）提出期限　令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分（必着）

10 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和 8 年 11 月 27 日（金）10 時 00 分

11 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

（１）提出場所　大分県総務部税務課税務電算班
（２）提出期限　令和 8 年 11 月 27 日（金）10 時 00 分（必着）

12 電子入札システムによる開札予定日時

令和 8 年 11 月 27 日（金）10 時 30 分

13 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知するものとする。

14 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本案件に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

15 入札保証金に関する事項

見積金額に 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

16 入札参加時の注意点

（１）入札金額は、委託料総額（税抜）で行う。

（２）入札には、上記６の（２）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。

（３）落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。（紙で提出する場合も、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。）

（４）上記以外の電子入札システムによる入札に係る事項について、運用基準及び操作マニュアルをよく読んだうえで手続を行うこと。

17 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２７条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

18 最低制限価格に関する事項

設定しない。

19 落札者の決定の方法

（１）有効な入札で、大分県契約事務規則第２３条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う

（３）再入札は２回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする

20 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第５条第３項第９号の規定により免除される。

21 契約書の作成

落札者決定通知の日から７日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。

22 入札説明書等に関する質疑

この入札に対する質疑がある場合は、質問票（別添５）を令和 8 年 11 月 13 日（金）

17 時 00 分まで電子メールにて送付すること。質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 17 日（火）17 時 00 分までに、電子メールで回答する。

質問提出先　大分県総務部税務課税務電算班
E-mail：a11500@pref.oita.lg.jp